

入札参加資格

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の構成企業は、設計企業と建設企業を含む単一企業または複数の企業により構成される共同企業体とし、次の ア 及び イ に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業 1 社を「代表企業」として定める。「代表企業」は、建屋の建設工事を担当する企業とする。
 - イ 設計企業、建設企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。
 - (ア) 設計企業
 - a 建屋の設計を担当する企業
 - b 既存施設の解体設計を担当する企業
 - (イ) 建設企業
 - a 建屋の建設工事を担当する企業
 - b 既存施設の解体工事を担当する企業- (2) 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを認める。

2 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 共通の要件
 - ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
 - イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
 - ウ 代表企業については、本市の令和 2・3 年度入札参加資格を有していること。
- (2) 設計企業の個別の要件

設計企業のうち、建屋の設計を担当する企業、既存施設の解体設計を担当する企業は、以下の要件を満たすものとする。

 - ア 建屋の設計を担当する企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - イ 既存施設の解体設計を担当する企業にあつては、解体設計の実績を 1 件以上有すること。
- (3) 建設企業の個別の要件

建設企業のうち、建屋の建設工事を担当する企業、既存施設の解体工事を担当する企業にあつては、以下の要件を満たすものとする。

 - ア 建屋の建設工事を担当する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事または建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - イ 建屋の建設工事を担当する企業にあつては、参加表明書の提出日において、建設業法に規定する土木一式工事または建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 1,500 点以上であること。
 - ウ 既存施設の解体工事を担当する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第

3条第1項の規定による土木一式工事または解体工事につき特定建設業の許可を受けていること。

エ 既存施設の解体工事を担当する企業にあつては、参加表明書の提出日において、建設業法に規定する土木一式工事または解体工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上であること。

オ 既存施設の解体工事を担当する企業にあつては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日厚生労働省基発401号の2)または「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成26年1月)に基づく、地方自治体発注のごみ焼却施設(一般廃棄物処理施設)の解体工事の元請け完工実績を1件以上有すること。

3 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本市において定める要領において指名停止期間中である者
- (3) 清算中の株式会社である企業については、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- (5) 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (6) 「尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者
- (7) 法人又は法人の役員及び重要な使用人が以下に該当している者
 - ア 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))及び暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)(以下これらを「暴力団等」という。))又は暴力団等でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ その者の親会社等または親会社等の役員及び重要な使用人がアに該当する法人

4 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

以上